

伊勢原市パートナーシップ宣誓制度

手続きに関する手引き



伊勢原市
令和8年4月

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度とは	… 1ページ
2	宣誓することができる人	… 2ページ
3	宣誓に必要な書類	… 3ページ
4	パートナーシップ宣誓の方法	… 5ページ
5	オンラインでの宣誓の流れ	… 5ページ
6	対面での宣誓の流れ	… 8ページ
7	宣誓後について	… 12ページ
8	Q & A	… 15ページ

1 パートナーシップ宣誓制度とは

伊勢原市は、人権を尊重し、差別や偏見がなく、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すため、令和5年7月から「伊勢原市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

この制度は、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓し、宣誓したことに対して、伊勢原市が宣誓書受領証などを交付するものです。

法的な効力は発生しませんが、さまざまな生きづらさを感じている人の悩みを少しでも軽減し、周囲の方の理解が深まることを期待しています。



●●● パートナーシップの定義 ●●●

伊勢原市におけるパートナーシップの定義は「互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係」としています。

2 宣誓することができる人

パートナーシップの宣誓には、次の要件を全て満たしている必要があります。

- ◆成年（18歳）に達していること
- ◆次のいずれかに該当すること（原則、同居していること）
 - 1.双方が市内の同一住所に居住していること
 - 2.一方が市内に住所があり、他方が3か月以内に市内の同一住所への転入を予定していること
 - 3.双方が市内に住所があり、3か月以内に市内の同一住所へ転居を予定していること
- ◆婚姻していないこと
- ◆宣誓する相手以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ◆宣誓する相手が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと。ただし、パートナーシップの関係にある人同士が養子縁組をしている場合は、宣誓することができます

3 宣誓に必要な書類

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ◆宣誓日以前3か月以内に交付されたものをお持ちください
- ◆お一人1通ずつ提出してください。ただし、お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたものを1通で構いません
- ◆本籍・世帯主の氏名・続柄・住民票コード・個人番号（マイナンバー）の記載は不要です
- ◆伊勢原市に転入予定の人は、転入後（宣誓日から3か月以内）に提出してください

(2) 婚姻していないことを証明する書類

- ◆戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書をお一人1通ずつ提出してください
- ◆戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書は、本籍地の市区町村で取得できます
- ◆外国籍の人は、大使館などの公的機関が発行する独身証明書などに日本語訳を添付してください
- ◆宣誓日以前3か月以内に交付されたものをお持ちください

※（1）および（2）の書類の交付手数料は自己負担となります。また、対面での宣誓のとき、返却はいたしませんので、ご了承ください

(3) 本人確認書類

- ◆お二人それぞれご用意いただき、提示してください
- ◆有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります

1枚の提示でよいもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<ul style="list-style-type: none">◆個人番号カード (マイナンバーカード)◆旅券(パスポート)◆運転免許証◆在留カード◆特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">◆国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険等の資格確認書◆年金手帳、年金証書△法人が発行した身分証明書(顔写真付) <p>※「△」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。その他の書類と組み合わせて提示してください</p>

(4) 通称名を確認できる書類

- ◆通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類(顔写真付きの社員証、住所が記載された郵便物など)を提示してください

※通称名の使用を希望される人のみ必要です

4 宣誓の方法

パートナーシップ宣誓の方法は、伊勢原市電子申請システムを利用する「**オンラインでの宣誓**」と市職員の面前において宣誓書等に記入して提出する「**対面での宣誓**」（8ページ）があります。

5 オンラインでの宣誓の流れ

(1) 電子申請システムの利用要件などの確認

伊勢原市電子申請システムにアクセスし、システムの利用要件などを確認してください。



https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142140-u/offer/offerList_detail?tempSeq=117410

- ◆宣誓されるお二人が、それぞれシステムに入力を行う必要があり、連絡先メールアドレスの登録も必要です。
- ◆お使いのパソコン等によっては、システムがご利用いただけない場合もあります。
- ◆システムからのお手続きが難しい場合やシステムがご利用いただけない場合は、対面での宣誓を行ってください。

(2) 必要書類の準備

必要書類（3～4ページ）を用意してください。

- ◆書類の全体が確認できるPDFファイルや鮮明な画像にして、システムでの添付が必要です。
- ◆ファイルが複数ある場合は、zipファイルにまとめるなどしてください。

(3) システムからの申請

伊勢原市電子申請システムにて、一人ずつ順番に必要な事項の入力と必要書類のアップロードを行ってください。

- ◆オンラインでの宣誓による宣誓日は、原則、**2人目の宣誓手続き申込が完了した日**です。
- ◆入力された内容とアップロードされた書類により、宣誓の要件を満たしているかを確認します。確認後、担当者から交付時期などについて、宣誓時にご登録いただいたメールアドレスに連絡します。5開庁日以内に連絡がない場合は、お問い合わせください。

〈システム入力時の注意事項〉

1. 1人目の宣誓時に「パートナーは宣誓済みですか。」という設問には、「パートナーは、これから宣誓」を選択してください。
2. 1人目の宣誓が終わりましたら、「整理番号」をお知らせしますので、パートナーに伝えてください。
3. 2人目の宣誓時に「パートナーは宣誓済みですか。」という設問には、「パートナーは、宣誓済み」を選択してください。
4. 「パートナーの整理番号」を入力する欄に、パートナーから聞いた「整理番号」を入力してください。

(4) パートナーシップ宣誓書受領証などの交付

日程調整の上、お二人揃って市役所にお越しいただき、パートナーシップ宣誓書受領証などをお受け取りください。

○交付書類

①パートナーシップ宣誓書受領証 1通

②パートナーシップ宣誓書受領証カード 各1枚

※「パートナーシップ宣誓書受領証カード」は希望者のみに交付します

※「パートナーシップ宣誓書受領証」などの交付に係る手数料は無料です

※宣誓時に転入・転居予定の場合は、住民票の写しなどの必要書類を提出後、
上記書類を交付します。提出方法については、担当から連絡します

※交付書類のイメージは、11ページをご覧ください。

6 対面での宣誓の流れ

(1) 宣誓日の事前予約（要相談）

宣誓を希望される日の2か月～7日前までに電話、窓口、電子メールよりご連絡ください。

【受付】 人権・広聴相談課 人権・男女共同参画推進係（1階1番窓口）

◆電話番号：0463-94-4716（直通）

◆メールアドレス：jinken@isehara-city.jp

○予約時にお伝えいただきたいこと

①宣誓希望日と時間

②宣誓する二人の氏名（ふりがな ※通称名を使用の場合は、戸籍上の氏名を併記）・生年月日・住所・日中の連絡先電話番号

◆宣誓できる日時は、月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前9時～正午、午後1時～午後4時です

◆宣誓日時が確定したことを市が回答した時点で、予約は成立します

◆宣誓希望日は、なるべく複数の候補日をお知らせください

(2) パートナーシップ宣誓（宣誓日当日）

予約した日時に、必要書類（3～4ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人でお越しください。

- ◆提出・提示された必要書類により、要件および本人確認などをいたします
- ◆伊勢原市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書」に記入（署名）してください
- ◆自ら記入することが難しい場合は、両当事者立会いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます

○宣誓日時

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後4時

○宣誓場所

人権・広聴相談課（1階1番窓口） 市民相談室

※プライバシー保護のため、原則個室で対応いたします

(3) パートナーシップ宣誓書受領証などの交付

書類に不備がない場合には、パートナーシップ宣誓書受領証などを即日交付いたします。

○交付書類

- | | |
|--------------------|-----|
| ①パートナーシップ宣誓書受領証 | 1通 |
| ②パートナーシップ宣誓書受領証カード | 各1枚 |
| ③パートナーシップ宣誓書の写し | 1通 |

※事務作業のため、1時間ほどお時間をいただきます。

※郵送（簡易書留）によるお受け取りも可能です。担当にお申し出ください

※「パートナーシップ宣誓書受領証カード」は希望者のみに交付します

※「パートナーシップ宣誓書受領証」などの交付に係る手数料は無料です


※宣誓時に転入・転居予定の場合は、住民票の写しなどの必要書類を提出後、上記書類を交付します。提出方法については、担当から連絡します

交付書類のイメージ

パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ・両面印刷）

（表面）


（裏面）

<p style="text-align: center;">第3号様式（第6条関係）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">パートナーシップ宣誓書受領証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏名</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>宣誓日 年 月 日</p> <p>伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。</p> <p>伊勢原市では、人権を尊重するまちづくりを目指しています。</p> <p>お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓され、自分らしく活躍されることを応援しています。</p> <p style="text-align: right;">伊勢原市長 印</p>	氏名			生年月日	年 月 日	年 月 日	<p>○ 注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> この宣誓書受領証の交付を受けた方は、伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱の趣旨に従ってください。 なお、この宣誓書受領証は、法的効力を有するものではなく、伊勢原市の各施策・事業において、優遇的な取扱いをするものではありません。 次のいずれかに該当するときは、宣誓が無効となります。 <ol style="list-style-type: none"> 当事者間にパートナーシップの関係がないとき。 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。 輸入を証明する書類又は同様の事実を証明する書類を提出しないとき。 次のいずれかに該当するときは、宣誓制度の適用が終了することになりますので、この宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（希望者のみ）を返還してください。 <ol style="list-style-type: none"> 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき。 宣誓者の一方が死亡したとき。 宣誓者の一方若しくは双方が国外に転出したとき又は同一住所に居住しなくなったとき（一時的な場合を除く）。 婚姻したとき。 当該宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップの関係になったとき。 宣誓が無効になったとき。 宣誓制度が適用終了となった場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードの交付番号を公表することがあります。 <p>○ 通称名を使用している場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 20%;">通称名</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>戸籍上の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>この宣誓書受領証を提示された方へ</p> <p>伊勢原市では、人権を尊重するまちづくりを目指しています。</p> <p>この宣誓書受領証は、お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓されたことに対し、伊勢原市として証するものです。</p> <p>法的な効力はありませんが、この宣誓書受領証の提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">（発行：伊勢原市）</p>	通称名			戸籍上の氏名		
氏名													
生年月日	年 月 日	年 月 日											
通称名													
戸籍上の氏名													

パートナーシップ宣誓書受領証カード（縦 54mm×横 86mm 免許証と同じサイズ）

（表面）

（裏面）

<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">パートナーシップ宣誓書受領証カード</p> <p>伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 50%;">本人</td> <td style="width: 50%;">パートナー</td> </tr> </table> <p>氏名 _____ 氏名 _____</p> <p>生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（宣誓日 年 月 日）</p> <p style="text-align: right;">伊勢原市長 印</p>	本人	パートナー	<p>このカードは、お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓されたことに対し、伊勢原市として証するものです。</p> <p>法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解いただきますよう、お願いいたします。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 50%;">本人</td> <td style="width: 50%;">パートナー</td> </tr> </table> <hr/> <p>【緊急連絡先】（記入は自由です）</p> <p>私本人が急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。</p> <p>パートナー _____ 本人 _____</p> <p>連絡先 _____ 自署 _____</p>	本人	パートナー
本人	パートナー				
本人	パートナー				

7 宣誓後について

パートナーシップ宣誓書受領証などの再交付および返還の際は、事前に来庁日をご連絡ください。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証などの再交付

紛失や汚損などで再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。「3 宣誓時に必要な書類（3）本人確認書類」をお持ちください。

- ◆紛失以外の場合は、交付済みの受領証又は受領証カードと引き換えに新しい受領証などを再交付します

(2) 宣誓事項の変更があった場合

氏名・通称名や住所変更などがあった場合は、変更内容を確認できる書類と「3 宣誓に必要な書類（3）本人確認書類」、交付された受領証および受領証カードを添えて「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。

(3) パートナーシップ宣誓制度の適用終了および受領証などの返還

次のいずれかの場合、制度の適用を終了し、受領証および受領証カードを添えて「パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼受領証等返還届」を提出してください。

- ◆パートナーシップを解消したとき
- ◆一方または双方が市外に転出したとき

※単身赴任、親族の介護などやむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合は除きます

※双方が市外に転出したときに、「自治体間連携に関する協定」を締結している自治体へ転出する場合は、伊勢原市での返還手続きが不要になることがあります。詳しくは、担当課へお問い合わせください

◆宣誓の要件（2ページ）に該当しなくなったとき

◆宣誓が無効（14ページ）になったとき

（４）パートナーシップ宣誓書受領証など返還後の交付番号公表について

パートナーシップ宣誓書受領証などを返還した場合や前項（３）返還要件に該当しているにもかかわらず、返還されない場合は、市ホームページにパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表します。

返還せずに誤って、パートナーシップ宣誓書受領証などを使用される場合や便益を提供しようとする第三者が、パートナーシップ宣誓書受領証などの有効性を確認する場合などを想定し、公表します。

（５）パートナーシップ状況確認などのアンケート調査の実施について

宣誓者に対し、パートナーシップの状況確認などをするため、5年ごとにアンケート調査の実施を予定しています。調査票が届いた際は回答に協力願います。

●●●パートナーシップ宣誓が無効となる場合●●●

次のいずれかの場合、パートナーシップ宣誓は無効となり、受領証などを返還していただきます

なお、受領証などが返還されない場合などは、交付番号をホームページ上などで公表する場合があります

- ◆当事者間にパートナーシップ関係がないとき
- ◆宣誓書の内容に虚偽があったとき
- ◆宣誓の要件（2ページ）に反しているとき
- ◆転入・転居予定の方が、宣誓日から3か月以内に住民票の写しなどを提出しないとき

8 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻とは、どう違うのか。

A1 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や税金の控除、親族の扶養義務など、さまざまな権利や義務が発生します。一方、伊勢原市パートナーシップ宣誓制度は、伊勢原市の要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 欧米などで認められている同性婚制度とは違うのか。

A2 欧米などで認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続や社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。一方、伊勢原市パートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとで伊勢原市の要綱により実施する制度であり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

Q3 宣誓をすることができるのは、同性同士のみか。

A3 同性や異性を問わず宣誓ができます。また、事実婚の人も対象です。

Q4 養子縁組をしていますが、宣誓をすることはできるか。

A4 パートナーシップにある人同士が養子縁組をしている場合は、宣誓をすることができます。

Q5 宣誓をするために、同居している必要はあるか。

A5 原則、同居している必要があります。お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることが必要です。

Q 6 宣誓の手続きに費用はかかるか。

A 6 宣誓の手続きや「パートナーシップ宣誓書受領証」などの交付に費用はかかりませんが、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料は自己負担になります。再交付の場合も同様です。

Q 7 伊勢原市民でないと宣誓できないのか。

A 7 宣誓者お二人が市内に住所を有している場合、お一人が市内に住所を有し、もうお一人が宣誓後 3 か月以内に市内へ転入を予定している場合は宣誓できます。

Q 8 市外に転出する場合は、宣誓書受領証などを返還する必要があるか。

A 8 パートナーシップ宣誓をした人の一方または双方が市外へ転出する場合「パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼受領証等返還届」に受領証および受領証カードを添えて返還してください。

ただし、単身赴任、親族の介護など、やむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合は返還の必要はありません。

また、双方が市外に転出したときに、「自治体間連携に関する協定」を締結している自治体へ転出する場合は、伊勢原市での返還手続きが不要になることがあります。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

Q 9 パートナーシップを解消した場合は、宣誓書受領証などを返還する必要があるか。

A 9 返還する必要があります。

Q10 代理人や郵送による方法で宣誓することはできるか。

A10 対面での宣誓の場合、市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」などに記入（署名）していただく必要があります。代理人による方法で宣誓をすることはできません。

ただし、自ら記入することが難しい場合は、お二人の立会いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます。

なお、郵送による方法で宣誓をすることはできませんが、オンラインでの宣誓は可能です。

Q11 住民票の写しや戸籍個人事項証明書を提出する必要性はあるのか。

A11 宣誓者の要件である婚姻していないことや、居住地を確認するために必要です。

Q12 通称名を使用できるか。

A12 性別に違和感があるなど、特段の事情がある場合は、通称名を使用できます。希望される場合は、日常生活でその通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証・学生証、通称名で届いた郵便物など、日常的に使用していることが客観的に確認できる資料）を宣誓時に提示してください。なお、宣誓書受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q13 市内で転居する場合、手続きは必要か。

A13 市内で転居する場合は「パートナーシップ宣誓事項変更届」に住民票の写しを添えて提出してください。

Q14 受領証などにはどのような効力や使い道があるか。

A14 行政サービスでは、市営住宅や市内の県営住宅への入居申込に利用できます。また、民間サービスでは、婚姻関係や事実婚に準じた取扱いが行われるケースがあります。詳しくは各事業者にお問い合わせください。市では、今後利用可能なサービスが広がるよう、制度の周知に努めてまいります。

Q15 交付番号が公表されるのは、どのような場合か。

A15 「パートナーシップ宣誓書受領証」などの返還をされた場合と、返還しなければならない場合（14ページの「パートナーシップ宣誓が無効となる場合」）にもかかわらず「パートナーシップ宣誓書受領証」などを返還しない場合です。返還せずに「パートナーシップ宣誓書受領証」などを誤って使用される場合が想定されますので、公表します。

●●●伊勢原市パートナーシップ宣誓制度 手続きに関する手引き●●●

発行 伊勢原市 市民生活部 人権・広聴相談課 人権・男女共同参画推進係
〒259-1188 伊勢原市田中348番地
電話番号 0463-94-4716 (直通)

発行 令和8(2026)年4月